



令和8年度の国民健康保険税の税率などが変わります

問 国保年金課 (☎62-1206) ㊟1017354

市の国民健康保険は、医療費の増加と被保険者の減少に伴う保険税収の減少により、令和6年度から段階的に税率改正を行っています。今年度から県が示す標準保険税率に合わせて以下のとおり改正し、財政運営に必要な保険税収を確保することで、皆さんが安心して医療を受けられるように努めていきます。

改正内容

12年ぶりにプラス改定となった診療報酬改定2.22%分と、新たに始まる子ども・子育て支援金制度に係る課税「子ども・子育て支援納付金課税額」も含まれており、年間の保険税額は改正前と比較して約9～14%増額となります。

内訳		令和7年度	令和8年度
基礎課税額	所得割	7.06%	7.97%
	均等割	31,400円	34,000円
	平等割	20,700円	21,800円
後期高齢者支援金等課税額	所得割	2.58%	2.87%
	均等割	11,000円	12,100円
	平等割	6,900円	7,800円
介護納付金課税額 (40歳以上65歳未満)	所得割	2.32%	2.44%
	均等割	11,800円	12,200円
	平等割	5,700円	6,000円
子ども・子育て支援 納付金課税額 (均等割は18歳以上のみ)	所得割	—	0.29%
	均等割	—	1,300円
	平等割	—	700円

子ども・子育て支援金制度
㊟1021675

全ての世代や企業からの支援金を財源に子育て世帯に対する給付の拡充を行うことで、子どもや子育て世帯を社会全体で支えていく制度です。開始時期や使い道などの詳細は、市HPをご覧ください。

※基礎課税額の課税限度額が65万円から66万円、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が24万円から26万円に変わります(介護納付金課税額17万円は変更なし、子ども・子育て支援納付金課税額は3万円)。

◆国民健康保険税(普通徴収)の納期を9回に変更します ㊟1003239

3月末納期を新たに設け、1回ごとの納付額の負担軽減を図ります。

納期と納期限

令和8年						令和9年		
7月 7/31(金)	8月 8/31(月)	9月 9/30(火)	10月 11/2(月)	11月 11/30(月)	12月 12/25(金)	1月 2/1(月)	2月 3/1(月)	3月 3/31(火)
1期・前期全納	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

令和8年度の保険税額は、7月中旬に世帯主に通知します。事前に試算を希望する場合は、前年の所得が確定した後に試算できますので、6月以降に問い合わせください。また、参考用として市HP(㊟1017354)に試算用エクセルシートを掲載します。

※試算用エクセルシートでは各種軽減を反映した計算はできません。

国民年金保険料の学生納付特例制度

問 国保年金課 (☎62-1011)

国民年金保険料は20歳の誕生日の前日が属する月分から納付義務が発生しますが、所得が一定以下の学生のために、納付が猶予される学生納付特例制度があります。保険料の支払期限を10年後まで延長することができ、その間は未納の扱いとはならないため、もし病気やけがで障害が残った場合、障害年金を申請することができます。

対 大学・大学院・短期大学・高等学校・高等専門学校・特別支援学校・専修学校・各種学校(修業年限が1年以上の課程)・一部の海外大学の日本分校に在学する学生で、本人の前年所得が基準額以下の人

※家族の所得の多寡は問いません。

所得の基準額 128万円+(扶養親族などの数×38万円)+社会保険料控除など

持 本人確認書類、学生証(コピーの場合は両面)または在学証明書(原本)

※さかのぼって過去の期間を申請する場合、在学期間を証明できるもの、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証など(会社などを退職して学生になった場合)が必要です。

他 ・令和7年度に承認を受け、令和8年度も在学予定の場合、日本年金機構から再申請のハガキが届きます。

・10年以内に保険料をさかのぼって納付(追納)すると、将来受け取る年金額が増額されます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に経過期間に応じた金額が加算されます。

令和8年度 固定資産課税台帳の閲覧など

問 税務課 (☎62-1008) ㊟1009973

◆固定資産課税台帳の閲覧(名寄帳の写しの交付)

固定資産を所有する人や土地・家屋を借りている人は、関係する固定資産の固定資産課税台帳を閲覧できます。所有者など納税義務のある人が希望する場合は、名寄帳の写しを交付します。

時 4月1日(火)以降の平日 ※12月29日～1月3日を除く

場 税務課、富士松支所、各市民センター

閲覧できる人	▶納税義務者およびその同一世帯の親族、相続人 ▶納税義務者の代理人(委任状が必要) ▶固定資産税の納税管理人 ▶借地借家人およびその同一世帯の親族 ▶借地借家人の代理人(委任状が必要) ▶固定資産を処分する権利を有する人
必要なもの	▶本人確認書類 ▶相続人は戸籍謄本などの相続権を有することを証する書類 ▶代理人は委任状(法人は代表者印を押印したもの) ▶借地借家人は賃貸借契約書 ▶固定資産を処分する権利を有する人はその権利を有することを証する書類
手数料	▶4月30日(木)までは無料 ▶借地借家人などが閲覧する場合および過年度分(令和7年度以前分)を閲覧する場合は有料

◆土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

納税義務者(非課税などの理由により納税義務が生じない場合を除く)が他の所有者の土地や家屋と比較して、価格(固定資産税の評価額)が適正であるかを確認するために、土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます。

時 4月1日(火)～30日(木)の平日 **場** 税務課

縦覧できる人	▶納税義務者およびその同一世帯の親族、相続人 ▶納税義務者の代理人(委任状が必要) ▶固定資産税の納税管理人
必要なもの	▶本人確認書類 ▶相続人は戸籍謄本などの相続権を有することを証する書類 ▶代理人は委任状(法人は代表者印を押印したもの)

※電話による内容の問合せは回答不可 ※帳簿のコピー不可

◆課税明細書および納税通知書の発送

固定資産税・都市計画税の課税明細書と納税通知書を4月上旬に発送します。

ほのぼのルーム

問 子ども課 (☎62-1014) ㊟1015150

子どもと一緒に遊具で遊んだり、歌ったり、手遊びをしたりします。子育てに関する悩みや不安などを相談員や園長などに気軽に相談できます。

日にち	幼児園	電話
5月7日(火)・12日(火)、 6月2日(火)・16日(火)、 7月6日(月)・21日(火)、 8月4日(火)・18日(火)、 9月24日(火)、 10月6日(火)・20日(火)	衣浦	23-2402
	小高原	23-1049
	富士松南	36-0614
	井ヶ谷	36-1611
	平成	27-3140
	小垣江	21-7575
双葉	22-2427	

時間 10時～12時 **対** 未就学児(保護者同伴)

他 徒歩または自転車でお越しください。

日にち	幼児園	電話
5月13日(火)・27日(火)、 6月10日(火)・24日(火)、 7月15日(火)・29日(火)、 8月7日(金)・26日(火)、 9月30日(火)、 10月14日(火)・28日(火)	刈谷	23-1019
	かりがね	21-3083
	住吉	21-5832
	日高	22-9361
	富士松北	36-5013
	東刈谷	23-7373
	小垣江東	23-5450
朝日	28-6711	